

介護予防相当サービス費と介護予防ケアマネジメント費は、国が定める単価と同じです。

(参考)

「介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価」の平成31年9月末までと10月1日以降の新旧

10月1日以降	9月末まで
<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。<u>ただし、介護職員等特定処遇改善加算については、平成31年度介護報酬改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。</u></p>	<p>訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）及び通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。</p>
<p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,172単位</u> （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,342単位</u> （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,715単位</u> （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ <u>267単位</u> （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ <u>271単位</u></p>	<p>1 訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）</p> <p>イ 訪問型サービス費Ⅰ <u>1,168単位</u> （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週1回程度の訪問）</p> <p>ロ 訪問型サービス費Ⅱ <u>2,335単位</u> （事業対象者・要支援1・2 1月につき・週2回程度の訪問）</p> <p>ハ 訪問型サービス費Ⅲ <u>3,704単位</u> （事業対象者・要支援2 1月につき・週2回を超える程度の訪問）</p> <p>ニ 訪問型サービス費Ⅳ <u>266単位</u> （事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合）</p> <p>ホ 訪問型サービス費Ⅴ <u>270単位</u></p>

10月1日以降	9月末まで
<p>(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>へ 訪問型サービス費Ⅵ <u>286単位</u></p> <p>(事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)</p> <p>ト 訪問型サービス費(短時間サービス) <u>166単位</u></p> <p>(事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能)</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p><u>ル 介護職員等特定処遇改善加算</u></p> <p><u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位 × 63 / 1000</u></p> <p><u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位 × 42 / 1000</u></p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからルを算定しない。</p> <p>注2～注7 (略)</p> <p><u>注8 ルについて、所定単位はイからリまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない</u></p> <p><u>注9 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従前相当サービス費)</p> <p>イ 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 <u>1,655単位</u>(1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 <u>3,393単位</u>(1月につき)</p>	<p>(事業対象者・要支援1・2 1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>へ 訪問型サービス費Ⅵ <u>285単位</u></p> <p>(事業対象者・要支援2 1回につき・1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合)</p> <p>ト 訪問型サービス費(短時間サービス) <u>165単位</u></p> <p>(事業対象者・要支援1・2 1回につき 主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで算定可能)</p> <p>チ～ヌ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからヌを算定しない。</p> <p>注2～注7 (略)</p> <p><u>注8 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</u></p> <p>2 通所介護事業者の従事者によるサービス費(通所介護従前相当サービス費)</p> <p>イ 通所型サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 <u>1,647単位</u>(1月につき)</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 <u>3,377単位</u>(1月につき)</p>

10月1日以降	9月末まで
<p>(3) 事業対象者・要支援1 <u>380単位</u> (1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 <u>391単位</u> (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ロ～ル (略)</p> <p><u>ヲ 介護職員等特定処遇改善加算</u></p> <p><u>(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) + 所定単位 × 12 / 1000</u></p> <p><u>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) + 所定単位 × 10 / 1000</u></p> <p>注1～注10 (略)</p> <p><u>注11</u> <u>ヲ</u>について、所定単位はイからヌまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、<u>介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1) の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算 (I) イを算定していることを要件とする。なお、(1) か (2) のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない</u></p> <p><u>注12</u> 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、<u>介護職員等特定処遇改善加算</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 <u>431単位</u> (1月につき)</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>注1、注2 (略)</p>	<p>(3) 事業対象者・要支援1 <u>378単位</u> (1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合)</p> <p>(4) 事業対象者・要支援2 <u>389単位</u> (1回につき・1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合)</p> <p>ロ～ル (略)</p> <p>(新設)</p> <p>注1～注10 (略)</p> <p><u>注11</u> 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p> <p>3 介護予防ケアマネジメント費</p> <p>イ 介護予防ケアマネジメント費 <u>430単位</u> (1月につき)</p> <p>ロ、ハ (略)</p> <p>注1、注2 (略)</p>

成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱新旧対照表（抜粋）

<p>【新規制定】成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱 令和元年10月1日以後</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型通所サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>
<p><u>別表第1</u></p> <p>ア 基準緩和型訪問サービス費Ⅰ <u>993</u>単位 事業対象者・要支援1・2 週1回程度（1月につき）</p> <p>イ 基準緩和型訪問サービス費Ⅱ <u>1,985</u>単位 事業対象者・要支援1・2 週2回程度（1月につき）</p> <p>ウ 基準緩和型訪問サービス費Ⅲ <u>3,148</u>単位 事業対象者・要支援2 週2回を超える程度（1月につき）</p> <p>エ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>オ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)の90/1000</p>	<p><u>別添</u></p> <p>イ 基準緩和型訪問サービス費Ⅰ <u>968</u>単位 事業対象者・要支援1・2 週1回程度（1月につき）</p> <p>ロ 基準緩和型訪問サービス費Ⅱ <u>1,936</u>単位 （2）事業対象者・要支援1・2 週2回程度（1月につき）</p> <p>ハ 基準緩和型訪問サービス費Ⅲ <u>3,071</u>単位 （3）事業対象者・要支援2 週2回を超える（1月につき）</p> <p>ニ 初回加算 200単位（1月につき）</p> <p>ホ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×37/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×55/1000</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)の90/1000</p>	<p><u>別添</u></p>

<p>【新規制定】成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱 令和元年10月1日以後</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型通所サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>
<p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)の80/100 カ 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位 ×63/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位 ×42/1000</p> <p>平成31年度で減算制度が終了したため、削除。</p> <p>注1 アからウまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。 注2 オ及びカについて、所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。 注3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>	<p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)の80/100</p> <p>注1 <u>イからハマまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。</u> 注2 <u>イからハマまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に90/100を乗じる。</u> 注3 <u>ホについて、所定単位はイからニまでにより算定した単位数の合計。</u> 注4 介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>	

<p>【新規制定】成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱 令和元年10月1日以後</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型通所サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>
<p>別表第2</p> <p>ア 基準緩和型通所サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1（週1回程度） <u>1, 320</u>単位（1月につき）</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2（週2回程度） <u>2, 705</u>単位（1月につき）</p> <p>イ サービス提供体制強化加算</p> <p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）</p> <p>ウ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×5 9/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×4 3/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×2 3/1000</p>		<p>イ 基準緩和型通所サービス費</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1（週1回程度） <u>1, 291</u>単位（1月につき）</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2（週2回程度） <u>2, 646</u>単位（1月につき）</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算</p> <p>サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>(1) 事業対象者・要支援1 24単位（1月につき）</p> <p>(2) 事業対象者・要支援2 48単位（1月につき）</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×5 9/1000</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×4 3/1000</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×2 3/1000</p>

<p>【新規制定】成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱 令和元年10月1日以後</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型通所サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>
<p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)の90/100 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)の80/100 エ 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位 ×12/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位 ×10/1000 注1 アについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。 注2 アについて、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。 注3 アについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ次のとおり減算する。 (1) 事業対象者・要支援1 376単位 (2) 事業対象者・要支援2 752単位 注4 ウ及びエについて、所定単位は、ア及びイにより算定した単位数の合計とする。 注5 サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改</p>		<p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)の90/100 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)の80/100 注1 イについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。 注2 イについて、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。 注3 イについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。 (1) 事業対象者・要支援1 376単位 (2) 事業対象者・要支援2 752単位 注4 ハについて、所定単位は、イ及びロにより算定した単位数の合計とする。 注5 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改</p>

<p>【新規制定】成田市基準緩和型訪問サービス及び基準緩和型通所サービスの実施に関する要綱 令和元年10月1日以後</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型訪問サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>	<p>【廃止】成田市基準緩和型通所サービス実施要綱 令和元年9月末まで</p>
<p>善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>		<p>善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>